

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>[略]</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>[略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、<u>業務実績の登録等に要する費用</u>、事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）を含むものである。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>[略]</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>[略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p>

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費 [略]</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）とする。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。</p>	<p>別 紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費 [略]</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。</p>

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-2 その他原価</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</u>である。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p>	<p>別 紙</p> <p>設計業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-2 その他原価</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</p>

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>別添－1</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 業務費構成費目の内容</p> <p>3－2 その他原価</p> <p>間接原価は、当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</u>等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p>	<p>別添－1</p> <p style="text-align: center;">現場技術業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 業務費構成費目の内容</p> <p>3－2 その他原価</p> <p>間接原価は、当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。</p>